

監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知に係る事項の公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項の規定により平成28監査年度に執行した監査（行政監査：テーマ「県単独補助金等に係る事務手続について」）について、同条第12項の規定により、監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表します。

平成30年11月16日

奈良県監査委員 江南 政治

同 齋藤 信一郎

同 西川 均

同 亀田 忠彦

部局及び所属名	監 査 結 果	措置の内容
知事公室 消防救急課	<p>補助事業者等の執行能力等の確認 補助事業等を確実に遂行させるためには、県が、補助事業者等において資金調達、管理能力、人員等が確保されているかを確認することが基本である。また、例外的に、補助事業者等の執行能力等を確認する必要がないと判断した場合は、判断した理由を明確にするために、交付決定を行うこととした決裁文書等にその理由を明記すべきである。</p> <p>県の担当課（室）が補助事業者等である実行委員会等の事務局を兼ねている場合の審査体制等 交付決定等の実務上の責任者（課長等）を含む補助金等の交付事務を担当する職員を、当該補助金等の交付申請や交付対象事業を行う実行委員会の事務局長又は事務局長と別の者にしていないことは、利益相反のおそれがあることから補助金等の適切な審査を行うための体制としては十分といえない面があるので、補助金等の適切な審査を確保するために、審査体制の見直しを検討すべきである。</p>	<p>補助事業を執行する能力や体制を整えていると判断される理由を決裁文書等に記載する。 【奈良県消防防災ヘリコプター運航連絡協議会事業負担金】</p> <p>交付事務担当者と実施状況を確認する担当者を別にし、審査体制を強化する。 【奈良県消防防災ヘリコプター運航連絡協議会事業負担金】</p>
総務部 財政課	<p>額の確定に係る通知等 書面により通知していなかった事例が見受けられたことに鑑み、額の確定を行ったときは書面により通知すべき旨を規定するよう規則の改正を検討する必要がある。</p>	<p>額の確定を行ったときは書面により通知するよう奈良県補助金等交付規則の改正を行った。 （平成30年9月11日改正）</p>
地域振興部 奥大和移住・交流推進室	<p>補助金等の交付決定日 補助事業等は、補助金等の交付決定が行われてはじめて対象事業が確定するものであることから、県は交付決定を適時適切に行う必要があり、また、交付決定の遅延は、補助事業等の遅延となり、ひいては、補助金等の目的が十分に達せられない結果につながるおそれのあることにも十分に留意して、計画的な事務処理、適切な進捗管理に努めるべきである。</p> <p>支出証拠書類の確認 実績報告書を適切に審査するためには、補助事業者等に支出証拠書類を提出させて確認するか、現地調査により支出証拠書類を確認をすることが必要である。</p>	<p>事業実施の相手方において契約書面の確定に時間を要したため支出負担行為決議書のシステム入力が遅延した。 今後は、年度当初のシステム入力を実施し、奈良県補助金等交付規則及び負担金交付要綱に基づき、適正な事務の執行と再発防止に努める。 【近鉄と連携した奥大和の魅力発信事業負担金】</p> <p>支出の詳細が記載・整理されている書類のみを確認していたが、今後は、支出証拠書類の確認は書類を提出させるか、現地調査か、いずれかの方法により確実に行う。 【近鉄と連携した奥大和の魅力発信事業負担金】</p>

部局及び所属名	監 査 結 果	措置の内容
	<p>現地調査の記録 現地調査を行った場合は、どのような内容を確認して目的どおりに補助事業等が実施されたと判断したのか、その判断根拠として、確認した内容を客観的に説明できるように、書面で記録する必要がある。</p>	<p>今後は、現地調査を行った場合は状況を整理し、補助事業が目的どおりに実施されたと判断できる内容の書面を作成するようにする。 【近鉄と連携した奥大和の魅力発信事業負担金】</p>
文化振興課	<p>補助金等の交付決定日 補助事業等は、補助金等の交付決定が行われてはじめて対象事業が確定するものであることから、県は交付決定を適時適切に行う必要があり、また、交付決定の遅延は、補助事業等の遅延となり、ひいては、補助金等の目的が十分に達せられない結果につながるおそれのあることにも十分に留意して、計画的な事務処理、適切な進捗管理に努めるべきである。</p> <p>軽微な変更に係る規定 「軽微な変更」を要綱等に定めていない場合、補助事業等の内容又は補助事業等に要する経費の配分を変更する必要が生じたときには全て変更承認を要することとなる。他方、軽微な変更の場合まで変更承認を要することとするのは補助金等の事務が煩雑になるため、業務の効率的な実施の面から、補助事業等の内容等に応じて、「軽微な変更」の範囲等を十分に検討した上で定めて、要綱等に規定しておくことが望ましい。</p> <p>変更承認 補助事業者等は、交付決定の内容に従って補助事業等を遂行する義務があるので、本来、軽微な変更を除き変更承認の前に変更後の内容で補助事業等を行うことはできない。また、補助事業者等から適時に変更承認の申請がされないことは、補助事業等の遂行を監督する立場にある県にとって適時に指導監督を行う機会を失うことにつながりかねない。 したがって、事後的な承認にならないようにするためには、補助事業者等に対して適時適切に変更承認の申請を行うよう補助事業者等に周知徹底するなどして、適正な事務の実施に努めるべきである。</p> <p>現地調査の記録 現地調査を行った場合は、どのような内容を確認して目的どおりに補助事業等が実施されたと判断したのか、その判断根拠として、確認した内容を客観的に説明できるように、書面で記録する必要がある。</p>	<p>平成29年度から、交付決定に遅延が生じないよう事務を執行し、改善を行った。 【ムジークフェストなら実行委員会負担金】</p> <p>平成30年度から、負担金の交付の対象となる経費の項目毎の20%未満の額の変更については、「軽微な変更」と定めるよう負担金交付要綱を改正するよう改善を行った。 【奈良県大芸術祭実行委員会負担金】</p> <p>平成30年度から、適時に変更承認申請を行うよう、実行委員会に対するチェック機能をより一層強化し、負担金の適切な審査体制を整備するよう改善を行う。 【ムジークフェストなら実行委員会負担金】 【奈良県大芸術祭実行委員会負担金】</p> <p>平成30年度から、完了確認の際に、現地調査の記録として「復命書」を添付するよう改善を行う。 【奈良県大芸術祭実行委員会負担金】</p>

部局及び所属名	監 査 結 果	措置の内容
	<p>県の担当課（室）が補助事業者等である実行委員会等の事務局を兼ねている場合の審査体制等 交付決定等の実務上の責任者（課長等）を含む補助金等の交付事務を担当する職員を、当該補助金等の交付申請や交付対象事業を行う実行委員会の事務局長又は事務局長と別の者にしていないことは、利益相反のおそれがあることから補助金等の適切な審査を行うための体制としては十分といえない面があるので、補助金等の適切な審査を確保するために、審査体制の見直しを検討すべきである。</p> <p>実行委員会等に係る補助金等の精算 実行委員会等の自助努力を前提とするこの必要性を考慮して、県の補助のあり方、県が補助すべき範囲、実行委員会等の自己収入の取扱いなどについて十分に検討した上で、また、会計年度独立の原則を踏まえた上で、補助金等の額の精算方法を定めて、要綱等に規定することを検討する必要がある。</p>	<p>平成30年度から、実行委員会の事務局から提出された交付申請書等を担当課の別の係で審査を行うこととしたほか、額の追加又は減額を伴わない変更交付申請・変更承認、実績報告及び額の確定について、企画管理室に回議し、企画管理室長が決裁を行うこととして、審査体制の見直しを行うよう改善を行う。 【ムジークフェストなら実行委員会負担金】 【奈良県大芸術祭実行委員会負担金】</p> <p>平成30年度から、実行委員会の自己収入（協賛金、諸収入）を優先的に充当した上で、不足している経費に対して県負担金を充当し、県負担金に残額が生じた場合は県に戻入するよう改善を行う。 【ムジークフェストなら実行委員会負担金】 【奈良県大芸術祭実行委員会負担金】</p>
文化資源活用課	<p>補助事業者等の執行能力等の確認 補助事業等を確実に遂行させるためには、県が、補助事業者等において資金調達、管理能力、人員等が確保されているかを確認することが基本である。また、例外的に、補助事業者等の執行能力等を確認する必要がないと判断した場合は、判断した理由を明確にするために、交付決定を行うこととした決裁文書等にその理由を明記すべきである。</p> <p>変更承認 補助事業者等は、交付決定の内容に従って補助事業等を遂行する義務があるので、本来、軽微な変更を除き変更承認の前に変更後の内容で補助事業等を行うことはできない。また、補助事業者等から適時に変更承認の申請がされないことは、補助事業等の遂行を監督する立場にある県にとって適時に指導監督を行う機会を失うことにつながりかねない。 したがって、事後的な承認にならないようにするためには、補助事業者等に対して適時適切に変更承認の申請を行うよう補助事業者等に周知徹底するなどして、適正な事務の実施に努めるべきである。</p> <p>支出証拠書類の確認 実績報告書を適切に審査するためには、補助事業者等に支出証拠書類を提出させて確認するか、現地調査により支出証拠書類を確認をすることが必要である。</p>	<p>平成30年度から補助金交付申請時に補助事業者の組織体制図の提出を求め、補助事業者等において管理能力、人員等の確保されているかを確認するよう改善を行った。 【公益財団法人ユネスコ・アジア文化センター補助金】</p> <p>平成29年4月1日付けで公益財団法人ユネスコ・アジア文化センター補助金交付要綱に係る軽微な変更に関する規定を改正し、補助金減額時に軽微な変更となる基準を定めた。また、補助事業者等に対して適時適切に変更承認の申請を行うよう、補助事業者等に周知し、適正な事務の実施に努めた。 【公益財団法人ユネスコ・アジア文化センター補助金】</p> <p>平成29年度は、補助事業者である公益財団法人ユネスコ・アジア文化センターに対し平成30年3月30日に現地調査を実施し、支出証拠書類を確認した。今後も、年度末に現地調査により支出証拠書類を確認するよう改善を行った。 【公益財団法人ユネスコ・アジア文化センター補助金】</p>

部局及び所属名	監 査 結 果	措置の内容
教育振興課	<p>支出証拠書類の確認 実績報告書を適切に審査するためには、補助事業者等に支出証拠書類を提出させて確認するか、現地調査により支出証拠書類を確認することが必要である。</p>	<p>平成29年度から、実績確認を行うにあたり、補助事業者事務所において現地調査を行い、支出証拠書類等を現地において確認している。 【奈良県私学退職金資金団体補助金】</p>
<p>観光局</p> <p>ならの観光力向上課</p>	<p>補助事業者等の執行能力等の確認 補助事業等を確実に遂行させるためには、県が、補助事業者等において資金調達、管理能力、人員等が確保されているかを確認することが基本である。また、例外的に、補助事業者等の執行能力等を確認する必要がないと判断した場合は、判断した理由を明確にするために、交付決定を行うこととした決裁文書等にその理由を明記すべきである。</p> <p>交付決定通知書における交付決定条件の記載 規則に従って、補助事業者等が補助事業等の内容又は経費配分の変更をしようとする場合には知事の承認を受けるべきことなどの条件（以下「必要的補助条件」という。）を交付決定通知書に記載すべきである。</p> <p>軽微な変更に係る規定 「軽微な変更」を要綱等に定めていない場合、補助事業等の内容又は補助事業等に要する経費の配分を変更する必要が生じたときには全て変更承認を要することとなる。他方、軽微な変更の場合まで変更承認を要することとするのは補助金等の事務が煩雑になるため、業務の効率的な実施の面から、補助事業等の内容等に応じて、「軽微な変更」の範囲等を十分に検討した上で定めて、要綱等に規定しておくことが望ましい。</p> <p>現地調査の記録 現地調査を行った場合は、どのような内容を確認して目的どおりに補助事業等が実施されたと判断したのか、その判断根拠として、確認した内容を客観的に説明できるように、書面で記録する必要がある。</p> <p>額の確定に係る通知等 額の確定について定める規則第13条では、額の確定を補助事業者等に対して書面により通知するものとするとは規定していないが、規則第6条で書面により通知するものとする規定している補助金等の交付決定と同様、額の確定は補助事業者等の権利義務に関する決定であることから、補助事業者等に対して書面により通知すべきであると認められる。</p>	<p>平成30年度から、負担金の交付決定時において、実行委員会の会則、財務規程並びに委員名簿等実行委員会の事業の執行能力及び体制を確認できる書面を交付申請書類に添付させることとし、それらにより執行能力等を確認するよう改善を行った。 【宿泊観光客の増加に向けた冬季誘客イベント展開事業（奈良県冬季誘客イベント大立山まつり実行委員会負担金）】</p> <p>平成30年度から、負担金交付決定通知書に、奈良県補助金等交付規則による必要的補助条件を記載するよう、改善を行った。 【宿泊観光客の増加に向けた冬季誘客イベント展開事業（奈良県冬季誘客イベント大立山まつり実行委員会負担金）】</p> <p>平成30年度から、負担金の交付の対象となる経費の項目毎の20%未満の額の変更については、「軽微な変更」と定めるよう負担金交付要綱を改正するよう改善を行った。 【宿泊観光客の増加に向けた冬季誘客イベント展開事業（奈良県冬季誘客イベント大立山まつり実行委員会負担金）】</p> <p>平成30年度から、完了確認の際に、現地調査の記録として「復命書」を添付するよう改善を行う。 【宿泊観光客の増加に向けた冬季誘客イベント展開事業（奈良県冬季誘客イベント大立山まつり実行委員会負担金）】</p> <p>平成30年度から、負担金の額の確定を行った際には、実行委員会に対して書面で通知するよう負担金交付要綱を改正し、書面で通知するよう改善を行った。 【宿泊観光客の増加に向けた冬季誘客イベント展開事業（奈良県冬季誘客イベント大立山まつり実行委員会負担金）】</p>

部局及び所属名	監 査 結 果	措置の内容
	<p>県の担当課（室）が補助事業者等である実行委員会等の事務局を兼ねている場合の審査体制等 交付決定等の実務上の責任者（課長等）を含む補助金等の交付事務を担当する職員を、当該補助金等の交付申請や交付対象事業を行う実行委員会の事務局長又は事務局長と別の者にしていないことは、利益相反のおそれがあることから補助金等の適切な審査を行うための体制としては十分といえない面があるので、補助金等の適切な審査を確保するために、審査体制の見直しを検討すべきである。</p> <p>実行委員会等に係る補助金等の精算 実行委員会等の自助努力を前提とするこの必要性を考慮して、県の補助のあり方、県が補助すべき範囲、実行委員会等の自己収入の取扱いなどについて十分に検討した上で、また、会計年度独立の原則を踏まえた上で、補助金等の額の精算方法を定めて、要綱等に規定することを検討する必要がある。</p>	<p>平成30年度から、実行委員会の事務局から提出された交付申請書等を担当課の別の係で審査を行うこととしたほか、額の追加又は減額を伴わない変更交付申請・変更承認、実績報告及び額の確定について、企画管理室に回議し、企画管理室長が決裁を行うこととして、審査体制の見直しを行うよう改善を行う。 【宿泊観光客の増加に向けた冬季誘客イベント展開事業（奈良県冬季誘客イベント大立山まつり実行委員会負担金）】</p> <p>平成30年度から、実行委員会の自己収入（協賛金、諸収入）を優先的に充当した上で、不足している経費に対して県負担金を充当し、県負担金に残額が生じた場合は県に戻入するよう改善を行う。 【宿泊観光客の増加に向けた冬季誘客イベント展開事業（奈良県冬季誘客イベント大立山まつり実行委員会負担金）】</p>
観光プロモーション課	<p>変更承認 補助事業者等は、交付決定の内容に従って補助事業等を遂行する義務があるので、本来、軽微な変更を除き変更承認の前に変更後の内容で補助事業等を行うことはできない。また、補助事業者等から適時に変更承認の申請がされないことは、補助事業等の遂行を監督する立場にある県にとって適時に指導監督を行う機会を失うことにつながりかねない。 したがって、事後的な承認にならないようにするためには、補助事業者等に対して適時適切に変更承認の申請を行うよう補助事業者等に周知徹底するなどして、適正な事務の実施に努めるべきである。</p> <p>県の担当課（室）が補助事業者等である実行委員会等の事務局を兼ねている場合の審査体制等 交付決定等の実務上の責任者（課長等）を含む補助金等の交付事務を担当する職員を、当該補助金等の交付申請や交付対象事業を行う実行委員会の事務局長又は事務局長と別の者にしていないことは、利益相反のおそれがあることから補助金等の適切な審査を行うための体制としては十分といえない面があるので、補助金等の適切な審査を確保するために、審査体制の見直しを検討すべきである。</p>	<p>平成29年度から、当初の事業計画に変更が生じた際は、適時に変更承認の申請を行い、県の承認を経た上で補助事業等を行うよう、補助事業者等に対し周知徹底している。 【うまし奈良めぐり実行委員会事業負担金】 【交通事業者連携事業実行委員会負担金】</p> <p>平成30年度から、実行委員会の事務局から提出された交付申請書等を担当課の別の係で審査を行うこととしたほか、額の追加又は減額を伴わない変更交付申請・変更承認及び実績報告、額の確定について、企画管理室に回議し、企画管理室長が決裁を行うこととして、審査体制の見直しを行うよう改善を行っている。 【交通事業者連携事業実行委員会負担金】</p>

部局及び所属名	監 査 結 果	措置の内容
福祉医療部 長寿・福祉人材確保対策課	<p>変更承認 補助事業者等は、交付決定の内容に従って補助事業等を遂行する義務があるので、本来、軽微な変更を除き変更承認の前に変更後の内容で補助事業等を行うことはできない。また、補助事業者等から適時に変更承認の申請がされないことは、補助事業等の遂行を監督する立場にある県にとって適時に指導監督を行う機会を失うことにつながりかねない。</p> <p>したがって、事後的な承認にならないようにするためには、補助事業者等に対して適時適切に変更承認の申請を行うよう補助事業者等に周知徹底するなどして、適正な事務の実施に努めるべきである。</p>	<p>補助事業等の変更にあたっては、軽微な変更を除き、適時適切な時期に変更承認の申請を行うよう、補助事業者等に注意喚起を行った。</p> <p>今後一層、補助事業等の変更について、交付要綱に基づき適正な事務の実施に努める。</p> <p>【介護人材確保対策推進補助事業】</p>
医療・介護保険局 医療保険課	<p>補助事業者等の執行能力等の確認 補助事業等を確実に遂行させるためには、県が、補助事業者等において資金調達、管理能力、人員等が確保されているかを確認することが基本である。また、例外的に、補助事業者等の執行能力等を確認する必要がないと判断した場合は、判断した理由を明確にするために、交付決定を行うこととした決裁文書等にその理由を明記すべきである。</p>	<p>補助事業者から資金調達、管理能力、人員等が確保されているかを確認することのできる資料（収支予算書、定款、組織規定等）を提出するよう求め、中身を確認することとした。</p> <p>【奈良県福祉医療制度推進費補助金】</p>
医療政策局 地域医療連携課	<p>補助金等の交付決定日 補助事業等は、補助金等の交付決定が行われてはじめて対象事業が確定するものであることから、県は交付決定を適時適切に行う必要があり、また、交付決定の遅延は、補助事業等の遅延となり、ひいては、補助金等の目的が十分に達せられない結果につながるおそれのあることにも十分に留意して、計画的な事務処理、適切な進捗管理に努めるべきである。</p>	<p>国交付金（地域医療介護総合確保基金）の交付内示が例年8月以降であるため、決裁が遅延していたが、平成29年度から財政課に財源確保（執行留保の解除）の確認を取ることで、年度当初に支出負担行為決議を行うことができるよう改善した。</p> <p>【糖尿病学講座運営費補助金】</p>

部局及び所属名	監 査 結 果	措置の内容
医師・看護師 確保対策室	<p>変更承認 補助事業者等は、交付決定の内容に従って補助事業等を遂行する義務があるので、本来、軽微な変更を除き変更承認の前に変更後の内容で補助事業等を行うことはできない。また、補助事業者等から適時に変更承認の申請がされないことは、補助事業等の遂行を監督する立場にある県にとって適時に指導監督を行う機会を失うことにつながりかねない。 したがって、事後的な承認にならないようにするためには、補助事業者等に対して適時適切に変更承認の申請を行うよう補助事業者等に周知徹底するなどして、適正な事務の実施に努めるべきである。</p> <p>支出証拠書類の確認 実績報告書を適切に審査するためには、補助事業者等に支出証拠書類を提出させて確認するか、現地調査により支出証拠書類を確認をすることが必要である。</p>	<p>補助事業者に対して補助対象経費等の考え方を示すとともに、適宜補助対象事業の運営状況を聞き取りし、変更が生じるような場合には事前に情報を把握出来るよう努めている。 【看護師等養成所運営費補助事業】</p> <p>平成29年度から、補助事業者に対し支出証拠書類の追加提出を求めると共に、実績報告書と運営に係る経理書類との照合を実施した。 平成30年度以降についても、同様に支出証拠書類を求めるとともに、看護師等養成所の定期指導調査に併せて補助金の現地調査を実施する予定である。ただし、本補助金の対象とならない看護師等養成所の定期指導調査を行う場合は、単独で現地調査を実施する予定で検討している。 【看護師等養成所運営費補助事業】</p>
病院マネジメント課	<p>補助事業者等の執行能力等の確認 補助事業等を確実に遂行させるためには、県が、補助事業者等において資金調達、管理能力、人員等が確保されているかを確認することが基本である。また、例外的に、補助事業者等の執行能力等を確認する必要がないと判断した場合は、判断した理由を明確にするために、交付決定を行うこととした決裁文書等にその理由を明記すべきである。</p> <p>変更承認 補助事業者等は、交付決定の内容に従って補助事業等を遂行する義務があるので、本来、軽微な変更を除き変更承認の前に変更後の内容で補助事業等を行うことはできない。また、補助事業者等から適時に変更承認の申請がされないことは、補助事業等の遂行を監督する立場にある県にとって適時に指導監督を行う機会を失うことにつながりかねない。 したがって、事後的な承認にならないようにするためには、補助事業者等に対して適時適切に変更承認の申請を行うよう補助事業者等に周知徹底するなどして、適正な事務の実施に努めるべきである。</p>	<p>当該補助金は、公立大学法人奈良県立医科大学の中期目標達成を促進するための補助金であり、交付先は同大学に限定されている。今後は、交付決定時の決裁文書に、交付先は同大学に限定されており、同大学の組織体制、管理能力、資金調達等に問題はなく、補助事業を遂行する能力が備わっている旨を記載する。 【中期目標達成促進補助金】</p> <p>当該補助金の変更承認について、交付額に変更は無く補助金の趣旨に沿った変更であることから、『軽微な変更』とみなして事後的な承認をしていた。しかし、要綱の中に『軽微な変更』を定めていなかったことから、平成30年4月に要綱改正を行い、軽微な変更に係る規定を設けたところである。 【中期目標達成促進補助金】</p>

部局及び所属名	監 査 結 果	措置の内容
	<p>支出証拠書類の確認 実績報告書を適切に審査するためには、補助事業者等に支出証拠書類を提出させて確認するか、現地調査により支出証拠書類を確認をすることが必要である。</p>	<p>平成29年度までは実績報告書（事業費内訳書等を含む）の審査は行っていたものの、詳細な支出証拠書類等の確認は十分に行っていなかった。今後は現地調査等を実施し、支出証拠書類等の確認を行う。 【中期目標達成促進補助金】</p>
健康推進課	<p>補助事業者等の執行能力等の確認 補助事業等を確実に遂行させるためには、県が、補助事業者等において資金調達、管理能力、人員等が確保されているかを確認することが基本である。また、例外的に、補助事業者等の執行能力等を確認する必要がないと判断した場合は、判断した理由を明確にするために、交付決定を行うこととした決裁文書等にその理由を明記すべきである。</p> <p>額の確定に係る通知等 額の確定について定める規則第13条では、額の確定を補助事業者等に対して書面により通知するものとするとは規定していないが、規則第6条で書面により通知するものとする規定している補助金等の交付決定と同様、額の確定は補助事業者等の権利義務に関する決定であることから、補助事業者等に対して書面により通知すべきであると認められる。</p>	<p>平成30年度は、補助事業者等を決定する際に、補助事業者等が補助事業等を執行する能力や体制を整えているか確認するため、補助事業者等に対し、「定款」、「組織図」及び「H30歳入歳出予算書」の提出を求め、確認した上で交付決定を行った。 【健康づくり推進費補助金】</p> <p>平成30年4月1日付けで、奈良県健康づくり推進費補助金交付要綱を改正し、第10条第2項を「知事は、前項の規定による書類の提出を受けた場合において、その書類の内容を審査し、交付決定の内容及びこれに附した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に書面をもって通知するものとする。」とした。 【健康づくり推進費補助金】</p>
疾病対策課	<p>補助金等の交付決定日 補助事業等は、補助金等の交付決定が行われてはじめて対象事業が確定するものであることから、県は交付決定を適時適切に行う必要があり、また、交付決定の遅延は、補助事業等の遅延となり、ひいては、補助金等の目的が十分に達せられない結果につながるおそれのあることにも十分に留意して、計画的な事務処理、適切な進捗管理に努めるべきである。</p> <p>軽微な変更に係る規定 「軽微な変更」を要綱等に定めていない場合、補助事業等の内容又は補助事業等に要する経費の配分を変更する必要が生じたときには全て変更承認を要することとなる。他方、軽微な変更の場合まで変更承認を要することとするのは補助金等の事務が煩雑になるため、業務の効率的な実施の面から、補助事業等の内容等に応じて、「軽微な変更」の範囲等を十分に検討した上で定めて、要綱等に規定しておくことが望ましい。</p>	<p>自殺対策強化補助金交付要綱を改正し、指令前着手届を提出させるなどの規定を加え、国の交付決定を待たずとも県が市町村へ交付決定を行うことができる規定を設ける措置を講じた。 【自殺対策強化事業補助金】</p> <p>自殺対策強化補助金交付要綱を改正し、補助金額や補助事業内容などについて、軽微な変更事項がある場合は、変更する金額や事業内容の範囲を明らかにするよう規定を設ける措置を講じた。 【自殺対策強化事業補助金】</p>

部局及び所属名	監 査 結 果	措置の内容
	<p>支出証拠書類の確認 実績報告書を適切に審査するためには、補助事業者等に支出証拠書類を提出させて確認するか、現地調査により支出証拠書類を確認をすることが必要である。</p>	<p>自殺対策強化補助金交付要綱を改正し、補助事業者等に支出証拠書類等の支払内容が明らかな書類の添付を義務付けるとともに、立入検査を行うことができる規定を設ける措置を講じた。 【自殺対策強化事業補助金】</p>
<p>くらし創造部 人権施策課</p>	<p>支出証拠書類の確認 実績報告書を適切に審査するためには、補助事業者等に支出証拠書類を提出させて確認するか、現地調査により支出証拠書類を確認をすることが必要である。</p>	<p>平成29年度実績報告書を審査するにあたり、チェックリストを作成し、補助対象団体において支出証拠書類等の現地検査及び担当職員へのヒアリングを行い、実績確認を行った。 今後もこの方法により、実績報告書の審査を適切に行う。 【公益財団法人奈良県人権センター運営費補助金】</p>
<p>産業・雇用振興部 産業政策課</p>	<p>軽微な変更に係る規定 「軽微な変更」を要綱等に定めていない場合、補助事業等の内容又は補助事業等に要する経費の配分を変更する必要があるときには全て変更承認を要することとなる。他方、軽微な変更の場合まで変更承認を要することとするのは補助金等の事務が煩雑になるため、業務の効率的な実施の面から、補助事業等の内容等に応じて、「軽微な変更」の範囲等を十分に検討した上で定めて、要綱等に規定しておくことが望ましい。</p>	<p>変更する必要がある場合は、原則として知事の承認を要するとし、業務の効率的な執行の観点から「軽微な変更」の範囲を具体的に定め、その範囲内であれば承認を要しない旨要綱を改正し、平成30年度から適用している。 【地域産業振興センター補助事業】</p>
<p>農林部 マーケティング課</p>	<p>補助事業者等の執行能力等の確認 補助事業等を確実に遂行させるためには、県が、補助事業者等において資金調達、管理能力、人員等が確保されているかを確認することが基本である。また、例外的に、補助事業者等の執行能力等を確認する必要がないと判断した場合は、判断した理由を明確にするために、交付決定を行うこととした決裁文書等にその理由を明記すべきである。</p> <p>支出証拠書類の確認 実績報告書を適切に審査するためには、補助事業者等に支出証拠書類を提出させて確認するか、現地調査により支出証拠書類を確認をすることが必要である。</p>	<p>補助事業者である奈良フードフェスティバル実行委員会から提出される予算書や事業計画書、及び資金調達の方法や人員等が確保されているかについて聞き取りを行うなど、補助事業を執行する能力や体制を確認し、その旨を決裁文書に明記することとした。 【奈良フードフェスティバル開催事業】</p> <p>平成29年度から、事業の完了検査時に支出証拠書類の確認を行うことで、適切に審査するよう改善を行った。 【奈良フードフェスティバル開催事業】</p>

部局及び所属名	監 査 結 果	措置の内容
畜産課	<p>変更承認 補助事業者等は、交付決定の内容に従って補助事業等を遂行する義務があるので、本来、軽微な変更を除き変更承認の前に変更後の内容で補助事業等を行うことはできない。また、補助事業者等から適時に変更承認の申請がされないことは、補助事業等の遂行を監督する立場にある県にとって適時に指導監督を行う機会を失うことにつながりかねない。 したがって、事後的な承認にならないようにするためには、補助事業者等に対して適時適切に変更承認の申請を行うよう補助事業者等に周知徹底するなどして、適正な事務の実施に努めるべきである。</p>	<p>公益財団法人奈良県食肉公社に対し、補助対象事業内容を十分理解し、変更承認が必要となった場合は、適時適切に変更承認の申請を行うよう指導徹底した。 今後は適時の変更承認申請を受け、補助事業の遂行状況を的確に把握することで、適正な事務の実施に努める。 【公益財団法人奈良県食肉公社運営事業】</p>
担い手・農地 マネジメント 課	<p>補助事業者等の執行能力等の確認 補助事業等を確実に遂行させるためには、県が、補助事業者等において資金調達、管理能力、人員等が確保されているかを確認することが基本である。また、例外的に、補助事業者等の執行能力等を確認する必要がないと判断した場合は、判断した理由を明確にするために、交付決定を行うこととした決裁文書等にその理由を明記すべきである。</p>	<p>補助事業者である公益財団法人なら担い手・農地サポートセンターの理事会を経て承認された事業計画や財務諸表により、資金調達、管理能力、人員等が確保されているかの確認を行う。また、確認を行った上で交付決定を行う旨、決裁文書に明記することとした。 【農業人材活用事業補助金】</p>
まちづくり推進 局 奈良公園室	<p>現地調査の記録 現地調査を行った場合は、どのような内容を確認して目的どおりに補助事業等が実施されたと判断したのか、その判断根拠として、確認した内容を客観的に説明できるように、書面で記録する必要がある。</p> <p>県の担当課（室）が補助事業者等である実行委員会等の事務局を兼ねている場合の審査体制等 交付決定等の実務上の責任者（課長等）を含む補助金等の交付事務を担当する職員を、当該補助金等の交付申請や交付対象事業を行う実行委員会の事務局長又は事務局長と別の者にしていないことは、利益相反のおそれがあることから補助金等の適切な審査を行うための体制としては十分といえない面があるので、補助金等の適切な審査を確保するために、審査体制の見直しを検討すべきである。</p> <p>実行委員会等に係る補助金等の精算 実行委員会等の自助努力を前提とすることの必要性を考慮して、県の補助のあり方、県が補助すべき範囲、実行委員会等の自己収入の取扱いなどについて十分に検討した上で、また、会計年度独立の原則を踏まえた上で、補助金等の額の精算方法を定めて、要綱等に規定することを検討する必要がある。</p>	<p>現地調査を実施した際、確認した内容を書面で記録するよう見直した。 【しあわせ回廊なら瑠璃絵事業負担金】 【奈良の鹿保護育成事業実行員会事業】</p> <p>補助金の適切な審査を確保するため、交付事務担当職員と別に実行委員会事務局担当職員を指定するよう見直した。 【奈良の鹿保護育成事業実行員会事業】</p> <p>実行委員会が当該年度で交付を受けた補助金について、精算の結果、剰余金が生じた場合は会計年度内で県へ返還するよう見直した。 【しあわせ回廊なら瑠璃絵事業負担金】 【奈良の鹿保護育成事業実行員会事業】</p>

部局及び所属名	監 査 結 果	措置の内容
平城宮跡事業 推進室	<p>交付決定通知書における交付決定条件の記載 規則に従って、必要的補助条件を交付決定通知書に記載すべきである。</p> <p>軽微な変更に係る規定 「軽微な変更」を要綱等に定めていない場合、補助事業等の内容又は補助事業等に要する経費の配分を変更する必要があるときには全て変更承認を要することとなる。他方、軽微な変更の場合まで変更承認を要することとするのは補助金等の事務が煩雑になるため、業務の効率的な実施の面から、補助事業等の内容等に応じて、「軽微な変更」の範囲等を十分に検討した上で定めて、要綱等に規定しておくことが望ましい。</p> <p>額の確定に係る通知等 額の確定について定める規則第13条では、額の確定を補助事業者等に対して書面により通知するものとするとは規定していないが、規則第6条で書面により通知するものとする規定している補助金等の交付決定と同様、額の確定は補助事業者等の権利義務に関する決定であることから、補助事業者等に対して書面により通知すべきであると認められる。</p> <p>県の担当課（室）が補助事業者等である実行委員会等の事務局を兼ねている場合の審査体制等 交付決定等の実務上の責任者（課長等）を含む補助金等の交付事務を担当する職員を、当該補助金等の交付申請や交付対象事業を行う実行委員会の事務局長又は事務局員と別の者にしていないことは、利益相反のおそれがあることから補助金等の適切な審査を行うための体制としては十分といえない面があるので、補助金等の適切な審査を確保するために、審査体制の見直しを検討すべきである。</p>	<p>負担金交付要綱を改正し、負担金交付決定通知書に、奈良県補助金等交付規則で示された補助条件等を記載することを定めた。 【平城宮跡にぎわいづくり実行委員会負担金】</p> <p>負担金交付要綱を改正し、「軽微な変更」の範囲（負担金の交付の対象となる経費の項目毎の20%未満の額の変更）を定めた。 【平城宮跡にぎわいづくり実行委員会負担金】</p> <p>負担金交付要綱を改正し、負担金の額の確定を行った際には、実行委員会に対して書面により通知することを定めた。 【平城宮跡にぎわいづくり実行委員会負担金】</p> <p>負担金の交付事務を担当する職員と、当該負担金の交付申請や交付対象事業を行う実行委員会の担当職員を別の者にしたほか、実行委員会の事務局から提出された交付申請書等を当室の別の係が審査を行うこととするなど、審査体制を見直した。 【平城宮跡にぎわいづくり実行委員会負担金】</p>
教育委員会 福利課	<p>現地調査の記録 現地調査を行った場合は、どのような内容を確認して目的どおりに補助事業等が実施されたと判断したのか、その判断根拠として、確認した内容を客観的に説明できるように、書面で記録する必要がある。</p>	<p>監査結果を受け、平成29年度より完了実績報告書受理後に実施した、現地調査の結果について、書面記録を行い改善を行った。 【人間ドック事業】</p>

部局及び所属名	監 査 結 果	措置の内容
文化財保存課	<p>補助金等の交付決定日 補助事業等は、補助金等の交付決定が行われてはじめて対象事業が確定するものであることから、県は交付決定を適時適切に行う必要があり、また、交付決定の遅延は、補助事業等の遅延となり、ひいては、補助金等の目的が十分に達せられない結果につながるおそれのあることにも十分に留意して、計画的な事務処理、適切な進捗管理に努めるべきである。</p> <p>変更承認 補助事業者等は、交付決定の内容に従って補助事業等を遂行する義務があるので、本来、軽微な変更を除き変更承認の前に変更後の内容で補助事業等を行うことはできない。また、補助事業者等から適時に変更承認の申請がされないことは、補助事業等の遂行を監督する立場にある県にとって適時に指導監督を行う機会を失うことにつながりかねない。 したがって、事後的な承認にならないようにするためには、補助事業者等に対して適時適切に変更承認の申請を行うよう補助事業者等に周知徹底するなどして、適正な事務の実施に努めるべきである。</p> <p>補助金等の変更の交付決定日 補助事業等の内容等の変更は、変更の交付決定が行われた後に実施が可能となることから、県は変更の交付決定を適時適切に行う必要があり、また、変更の交付決定の遅延は、補助事業等の遅延となり、ひいては、補助金等の目的が十分に達せられない結果につながるおそれのあることを十分に留意して、計画的な事務処理、適切な進捗管理に努めるべきである。</p> <p>額の確定に係る通知等 額の確定について定める規則第13条では、額の確定を補助事業者等に対して書面により通知するものとするとは規定していないが、規則第6条で書面により通知するものとする規定している補助金等の交付決定と同様、額の確定は補助事業者等の権利義務に関する決定であることから、補助事業者等に対して書面により通知すべきであると認められる。</p>	<p>今後、同様の事案が発生することのないよう職員へ注意喚起を行うとともに、複数人による内部チェックを徹底し、奈良県補助金等交付規則に基づいた適正な事務の執行に努め、交付決定を適時適切に行うよう努める。 【文化財保存事業費補助金】</p> <p>補助事業者に対し、補助対象事業内容を十分理解し、変更承認が必要となった場合は、適時適切に変更承認の申請を行うよう周知徹底した。 今後、同様の事案が発生することのないよう職員へ注意喚起を行うとともに、適時の変更承認申請を受け、補助事業の遂行状況を的確に把握し適正な事務の執行に努める。 【文化財保存事業費補助金】</p> <p>今後、同様の事案が発生することのないよう職員へ注意喚起を行うとともに、複数人による内部チェックを徹底し、奈良県補助金等交付規則に基づいた適正な事務の執行に努め、変更の交付決定を適時適切に行うよう努める。 【文化財保存事業費補助金】</p> <p>奈良県補助金等交付規則の一部改正（平成30年9月11日付）に伴い、額の確定を行ったときは書面により通知を行う。 【文化財保存事業費補助金】</p>